

徳島県看護職員働き方改革支援事業 Q&A

NO	質疑	回答
1	看護職員とは看護補助者も含まれるのか。	看護補助者は対象外です。本事業の対象は「病院」及び「有床診療所」に勤務する、保健師、助産師、看護師、准看護師です。
2	パート等の看護職員も対象となるか。	対象となり得ます。看護職員の勤務形態は問いません。
3	介護施設等で勤務する看護職員は対象か。	本事業の対象外です。要件にベースアップ評価料加算機関としているためです。
4	本事業補助対象事業者における「独自の賃上げ」とは。	<ul style="list-style-type: none"> 本事業施工日（令和7年10月7日）から年度内（令和8年3月31日まで）に看護職員の基本給の増額を行い、その総額が<u>補助金基準額の2分の1以上となることが本事業の対象要件</u>です。 ベースアップ評価料や定期昇給による賃上げ、一時金、手当、他事業と重複するものは対象外です。 <p>ただし、人事院勧告に沿った賃上げや定期昇給の前倒しでの実施は対象となります。</p>
5	本事業補助対象事業者における看護職員の「勤務環境改善に係る計画」とは。	別紙1「事業計画書」の「3 看護職員の「勤務環境改善に係る計画」」について、本事業を活用した計画を簡潔に記入してください。
6	補助対象経費の「夜勤の負担軽減に係る備品購入等」について、看護職員の仮眠室の環境整備のため、加湿器の購入を検討しているが、対象となるか。	対象となり得ます。夜勤に従事する看護職員の勤務環境改善のための備品購入については、幅広く対象となります。
7	補助対象経費の「夜勤の負担軽減に係る備品購入等」について、看護職員用の仮眠ベッドのシーツのクリーニング代は対象となるか。	対象とはなりません。新規の購入や更新する備品を対象としており、既存の備品のランニングコストは対象外となります。
8	補助対象経費の「独自の賃上げ」（基準額の1／2が上限）とは。	NO 4の経費に対して、補助基準額の2分の1を上限として対象経費での活用が可能です。

9	補助金の2分の1は「独自の賃上げ」に使わなければいけないのか。	そうではありません。補助全額を「看護管理システムの導入又は夜勤の負担軽減に係る備品購入等」や「短時間勤務者の業務を代替する職員に対する手当の創設」に活用することも可能です。
10	「短時間勤務者の業務を代替する職員に対する手当の創設」について、手当を創設すれば、補助金をもらえるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 手当を創設するだけでは、対象となりません。以下①、②を満たす必要があります。 <p>①厚生労働省の「両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）」による「育児のための短時間勤務制度の業務を代替する方への手当支給」支給決定を受けていること。</p> <p>②労働協約又は、就業規則等を今年度新たに制度化又は改正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助額については、手当創設に係る費用及び、手当で今年度支給した額となります。